



第1回 11月24日(金) 新しい働き方と労働者性~ウーバーイーツ命

講師：小野順子 弁護士



2019年に「ウーバーイーツユニオン」が結成され、2022年11月に東京都労働委員会が、ウーバーイーツ配達員は労働組合法上の労働者に当たると判断を出したことで大きな話題になりました。ウーバーに限らず、プラットフォーム労働者とか、ギグワーカーなどと呼ばれる働き方が広がっています。労働者なのか？ 個人事業主なのか？ 「雇用で縛られず、自由に働ける」という見方もあるようですが、リスクはないのでしょうか。すべての働く人がディーセントワークを実現できる社会にするために何が必要か、考えてみませんか。

9月に労災認定されたアマゾンドライバーの事件にも触れます。

小野弁護士自己紹介：2004年弁護士登録。

前職の地方公務員時代に人事の仕事をしたことから、労働問題に関心を持つようになりました。働くことは賃金を得るのみならず生きがいを感じるのだと思っています。趣味は「ひとりカラオケ」。



第2回 12月1日(金) 高齢者雇用の法的問題

講師：宮沢孝児 弁護士

2021年4月1日には、改正された高年齢者雇用安定法が施行されるなど、政府は、高齢者雇用を推進しています。他方で、企業の多くが導入している継続雇用制度では、高齢者は、仕事の内容は変わらないにもかかわらず、賃金水準が低下し雇用条件が悪化した状態での労働を強いられているという側面があります。本講座では、改正法の内容を確認するとともに、設例形式で、高齢者雇用の法的問題について考えてみたいと思います。

宮沢弁護士自己紹介：2009年弁護士登録。

複雑な事件ほどやりがいを感じ、労働事件に惹かれました。労働以外にも、医療、建築、IT、倒産、家事事件など、幅広く事件に取り組んでいます。コロナ禍で、家飲みと資格の勉強が趣味になりました。

会場：大阪弁護士会館 1205号室



- ・京阪中之島線
「なにわ橋駅」出口1
徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線
「淀屋橋駅」1号出口
徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線
「北浜駅」26号階段
徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」
徒歩約15分

2023年秋、今回の講座は「対話型」です。これまでは、講義が一通り終わってから質疑応答の時間を設けるというやり方が主でした。今回の「対話型」では、講義中にも、講師から受講者に質問を投げかけたり、選択肢の中から選んでいただいたり、意見を求めたりすることがあります（特定の方を指名したり、無理に意見を求めることはありません）。今回は久しぶりにリアルのみの講座です。受講者のみなさまには、頭だけでなく、体ごと講義に参加していただきたいと思っております。ぜひご参加ください。

1. 講座時間 18:30～20:30

2. 会場 大阪弁護士会館 1205室
大阪市北区西天満 1-12-5

3. 受講方法 先着35名

メールまたはQRコードで下記をご記入の上、お申し込みください。

*お名前・団体名・メールアドレス・
緊急時連絡先・受講料振込人名義・
特にお聞きになりたいこと



4. 受講料：各回1300円

※賛助団体所属の方は各回1000円
お申込時に必ず所属団体名をご記入ください。
賛助団体：年会費のご負担をお願いして
当弁護団を支えていただいている団体

お申し込みをくださった方に受講料振込口座をお知らせいたしますので、**11月16日までに振り込んでください。**

入金確認後、受講日の前日までに資料をお送りいたしますので、当日ご持参ください。

※いったんお支払いされた受講料は、原則として返金できません。

大阪労働者弁護団

大阪労働者弁護団は1975年に設立された労働者の立場に立つ法律家集団です。

大阪市北区西天満4-10-19-603

電話 06-6364-8620

lala-osaka1975@nifty.com

<http://www.lalaosaka.com/>

